

---

第356回（11月18日開催）

巨大市場インドにどう取り組むか

ーアジア大洋州FTAの枠組みを活用した事業戦略ー

日本貿易振興機構（ジェトロ） 海外調査部国際経済研究課 椎野幸平氏

直接投資のリスクが大きく軽減された事例としてインドの NOC 規制の改正を紹介したい。NOC とは、Non-Objection-Certificate のことであり、つまり「私は反対しません」という同意書のことである。

従来の NOC 規制（プレスノート18）は98年12月に導入されたもので、すでにインド企業と合弁、技術提携、商標契約を行なっている企業が、同一または関連業種で新たに会社を設立する場合や新契約を結ぶ場合は、政府の個別認可の取得を求める規制である。この時、認可取得の条件として、すでに合弁、技術契約、商標契約を行なっている企業の同意書（NOC）が必要になる。つまり、一度、どこかの企業となんらかのパートナーシップを結ぶと、それ以降の事業活動を、その企業の意向に沿わない形では、一切できなくなってしまうのである。

このプレスノート18は2005年1月に廃止されてプレスノート1が発表された。

- （1） 新規進出企業は、契約書に同種条項がない限り、NOC 規制を適用されない。
- （2） 2005年1月12日時点でインド企業と合弁、技術提携などを締結している企業は以下の通り規制を緩和する。

ー規制対象を同一業種（NICI 1987、4 桁）のみに限定し、関連業種は対象外とする。

ー同一業種での新会社設立の場合でも、①出資者がベンチャーキャピタルファンドである場合、②いずれかの出資比率が3%未満の場合、③合弁・技術提携が休止状態もしくは赤字企業になっている場合はNOCの取得は必要としない。

このプレスノート1によって、新規進出企業は、インドの合弁・提携企業にその後の事業活動を縛られることがなくなりました。とはいえ、2005年1月12日以前に（2）で免除されない条件のもとで合弁、技術提携、商標契約を行なっている場合、同業種に新会社・合弁会社を設立したい時には、その合弁先、提携先の同意を必要とすることになるので注意を要する。